

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第9条の規定により、公告する。

平成30年 5月17日

南三陸町長 佐 藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成30年度伊里前地区南側整備事業設計業務委託
(2) 履行場所 宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前地内
(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年12月20日まで
(4) 業務概要 設計業務：道路設計、整地設計、排水設計、駐車場設計、
 数量計算書、工事仕様書
 各種申請業務：開発行為申請資料、
 都市計画法第37条第1号、
 道路法第24条、道路法第95条の2
(5) 支払条件 前金払、完成払の2回とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則（平成17年度南三陸町規則第32号）の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 平成24年以降に単独又はJVで、宮城県内の東日本大震災被災地の同一地区において、以下に示す全ての業務実績があること。
- ア 盛土造成（整地、道路、排水、駐車場）の実施設計業務
 イ 開発許可申請資料（都計法第29条、第32条）の業務
 ウ 道路法関係（道路法第24条、第95条の2）の業務
- (3) 配置予定技術者は、以下のいずれかの資格を有するもの。
- ① 管理技術者
 ア 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）
 イ R C C M（都市計画及び地方計画部門）
- ② 照査技術者
 ア 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）

- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。

3 入札手続き等

- (1) 入札参加申請書類の交付等
 - ア 交付期間
平成30年5月17日（木）から平成30年5月23日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
 - イ 交付場所
南三陸町第2庁舎建設課（土木建築係）
- (2) 設計図書の閲覧
 - ア 期間
平成30年5月17日（木）から平成30年5月23日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
 - イ 場所
南三陸町第2庁舎建設課前閲覧台
 - ウ 質問
設計図書について質問がある場合は、備付の質問書に記入し、平成30年5月23日（木）までに南三陸町第2庁舎建設課（土木建築係）へ提出すること。
 - エ 回答
平成30年5月25日（金）午後1時から午後5時までの間、閲覧による。
 - オ 設計図書等の交付
貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。
- (3) 入札執行の日時及び場所
 - ア 日時
平成30年6月8日（金）午前10時00分
 - イ 場所
南三陸町役場3階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（エについては1通。）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加申請書
- イ 類似業務の実績調書
- ウ 配置予定の技術者に関する調書
- エ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成30年5月17日（木）から平成30年5月23日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町第2庁舎建設課（土木建築係）

(3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から18日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることが出来る。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の108分の100に相当する金額とすること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第95条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町建設課（土木建築係） 担当者 畠山

電話 0226-46-1377（直通）

FAX 0226-46-4557